保　護　者　様

大阪府立東住吉支援学校
校 長　　東　　正 浩

学校における感染症についてのお願い

学校には、「学校において予防すべき感染症」として定められた病気があります（裏面の一覧表参照）。

これらの病気にかかった場合は、感染拡大防止の観点から、軽症であったとしても登校することができません。登校できない期間は「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。

出席停止期間が明けて登校を再開するときは、医師の許可が必要ですが、医療機関から診断書を発行してもらうと、文書料がかかる場合があります。そこで、本校では医師の診断書に代わり、保護者様からの報告という形で登校許可の確認を行っています。

万が一、感染症にかかった場合、登校を再開するにあたっては、次の報告書に必要事項を記入、捺印のうえ、この用紙を担任まで提出してください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「学校感染症による出席停止」　報告書

大阪府立東住吉支援学校長　様

小・中・高　　年　　組

【病　　名】

□ 麻しん　　□風しん　　□水痘（みずぼうそう）　　□流行性角結膜炎

□ インフルエンザ　　□流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

□ 次の症状が原因で医師から出席停止を指示された。

血液・粘液を含む便　　複数回の嘔吐　　原因不明の発疹　　長引く咳

その他の症状（　　）

□その他（　　）

【出席停止期間について】

・学校に行ってはいけないと医師から指示された期間

：令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日まで

・医療機関名　：

以上のとおり、医師より診断、指示を受けましたので、報告します。

令和　　年　　月　　日

保護者名　　㊞